

栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則

平成 19 年 2 月 1 日
規 則 第 8 号

改正 平成 19 年 3 月 28 日 規則第 24 号
改正 平成 25 年 2 月 21 日 規則第 1 号
改正 平成 27 年 12 月 28 日 規則第 5 号
改正 平成 28 年 3 月 29 日 規則第 2 号
改正 令和 3 年 2 月 17 日 規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成 19 年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第 6 号。以下「条例」という。）第 39 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(要配慮個人情報)

第 2 条の 2 条例第 2 条第 4 号の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 548 号）第 4 条第 1 号の総務省令で定める心身の機能の障害があること。
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人情報取扱事務登録簿)

第3条 条例第5条第1項の個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)は、様式第1号のとおりとする。

2 条例第5条第1項第7号の実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 個人情報取扱事務の登録年月日及び変更年月日
- (2) 個人情報取扱事務の根拠法令等
- (3) 個人情報の記録形態
- (4) 個人情報の処理形態
- (5) 個人情報の目的外利用又は外部提供の有無及び提供先
- (6) 外部委託の有無
- (7) 他の法令等による開示制度の有無
- (8) 個人情報が記録されている主な公文書の名称
- (9) その他広域連合長が必要と認める事項

3 条例第5条第2項又は第3項の規定により登録簿を新たに作成し、登録簿の内容を変更し、又は登録簿を抹消したときは、個人情報取扱事務登録・変更・廃止届(様式第2号)により広域連合長に届け出なければならない。

(個人情報の本人への通知)

第4条 条例第6条第4項の規定による本人への通知は、文書、口頭又は告示により行うものとする。

(目的外利用等の手続)

第5条 条例第7条第1項ただし書の規定により個人情報の目的外利用をし、又は外部提供を受けようとするときは、個人情報目的外利用・外部提供申請書(様式第3号)により申請するものとする。

2 前項の規定により申請があったときは、個人情報の目的外利用等の可否を決定し、個人情報目的外利用・外部提供決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 前条の規定は、条例第7条第3項の規定による本人への通知に準用する。

(特定個人情報の目的外利用の手続)

第5条の2 条例第7条の2第2項の規定により個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、特定個人情報を利用するときは、特定個人情報目的外利用申請書(様式第3号の2)により申請するものとする。

2 前項の規定により申請があったときは、特定個人情報の目的外利用の可否を決定し、特定個人情報目的外利用決定通知書（様式第4号の2）により通知するものとする。

3 第4条の規定は、条例第7条の2第4項の規定による本人への通知に準用する。

（個人情報保護管理者の指定）

第6条 条例第10条に規定する個人情報保護管理者は、栃木県後期高齢者医療広域連合事務局組織規則（平成19年栃木県後期高齢者医療広域連合規則第21号）第6条第1項に規定する事務局次長をもって充てる。

2 個人情報保護管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 個人情報の適正な管理に関すること。
- (2) 個人情報の収集の制限、利用及び提供の制限等適正な取扱状況の把握に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、個人情報の保護に関すること。

（事務の委託に係る措置）

第7条 広域連合長は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託するときは、条例第11条及び第12条の規定を遵守するため、当該委託に関し別に定める基準に従い、契約等を取り交わさなければならない。

（開示請求書）

第8条 条例第14条第1項の請求書は、個人情報開示請求書（様式第5号）とする。

2 条例第14条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 開示の実施の方法
- (2) 法定代理人（特定個人情報にあつては、法定代理人又は本人の委任による代理人。第15条第2項第3号において同じ。）が開示請求をしようとする場合の本人の状況
- (3) その他広域連合長が必要と認める事項

（本人等の確認に必要な書類）

第9条 条例第14条第2項（条例第21条第4項、第22条第2項及び第24条第3項において準用する場合を含む。）の実施機関が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他官公署の発行する免許証、許可証又は身分証明書であつて本人の写真をちよう付した書類。ただし、当該書類を用意することができないときは、広域連合長が本人であることを証明する書類として別に定めるもののうち2種類以上の書類

(2) 法定代理人が請求する場合 次に掲げる書類

ア 当該法定代理人に係る前号に定める書類

イ 戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類として広域連合長が認めるもの

(3) 本人の委任による代理人が請求する場合 次に掲げる書類

ア 当該本人の委任による代理人に係る第1号に定める書類

イ 本人の記名及び押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の添付があるものに限る。）その他本人の委任による代理人であることを証明する書類として広域連合長が認めるもの

2 法定代理人又は本人の委任による代理人が開示の請求をした場合において、条例第18条第1項又は第2項の決定をする前に法定代理人又は本人の委任による代理人としての資格を喪失したときは、直ちに書面により広域連合長に届け出なければならない。

（開示請求に対する決定の通知）

第10条 条例第18条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

(1) 個人情報の全部を開示することを決定した場合 個人情報開示決定通知書（様式第6号）

(2) 個人情報の一部を開示することを決定した場合 個人情報部分開示決定通知書（様式第7号）

2 条例第18条第2項の書面は、個人情報不開示決定通知書（様式第8号）とする。

（開示決定等期間の延長通知）

第11条 条例第19条第2項の書面は、個人情報開示決定等期間延長通知書（様式第9号）とする。

（第三者保護に関する通知等）

第12条 条例第20条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 開示請求があった日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第20条第1項の規定による通知は、個人情報の開示に係る意見照会書（様式第10号）によるものとする。

3 条例第20条第1項の意見書は、個人情報の開示に係る意見書（様式第11号）とす

る。

4 条例第20条第2項（条例第31条において準用する場合を含む。）の書面は、個人情報開示決定結果通知書（様式第12号）とする。

（開示の実施方法）

第13条 条例第21条第1項に規定する個人情報の開示は、広域連合長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 条例第21条第2項の規則で定める方法は、次のとおりとする。

- (1) 電算処理情報のうち、電算処理のプログラムにより紙に出力できるものについては、当該出力した紙の閲覧又は写しの交付により行う。
- (2) 前号の規定にかかわらず、広域連合長は、技術的に対応することができる場合は、その方法により閲覧又は写しの交付をすることができる。

3 公文書の閲覧をする者は、当該公文書を丁寧に取り扱い、改ざん、汚損又は破損をしてはならない。

4 広域連合長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

（開示請求等の特例）

第14条 条例第22条第1項の規定による個人情報を定めたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 個人情報の名称及びその項目
- (2) 開示請求を行うことができる期間
- (3) 開示する場所

2 前条第2項から第4項までの規定は、条例第22条第2項の開示に準用する。

（訂正等請求書）

第15条 条例第24条第1項の請求書は、個人情報訂正等請求書（様式第13号）とする。

2 条例第24条第1項第4号の実施機関が定める事項は、次の掲げるものとする。

- (1) 訂正等の請求区分
- (2) 当該事実を証明するために添付する資料の名称
- (3) 法定代理人が訂正等請求をしようとする場合の本人の状況
- (4) その他広域連合長が必要と認める事項

(訂正等請求に対する決定等の通知)

第16条 条例第25条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

- (1) 個人情報の全部を訂正等することを決定した場合 個人情報訂正等決定通知書(様式第14号)
- (2) 個人情報の一部を訂正等することを決定した場合 個人情報部分訂正等決定通知書(様式第15号)

2 条例第25条第2項の書面は、個人情報不訂正等決定通知書(様式第16号)とする。

(訂正等決定等期間の延長通知)

第17条 条例第26条第2項の書面は、個人情報訂正等決定等期間延長通知書(様式第17号)とする。

(費用負担)

第18条 条例第28条第3項の規則で定める費用の額は、別表のとおりとする。

(諮問通知書)

第19条 条例第30条第3項の書面は、審査会諮問通知書(様式第18号)とする。

(事実の公表)

第20条 条例第33条第3項の規定による事実の公表は、事業者の氏名又は名称、住所又は所在地その他必要な事項を告示その他広域連合長が適当と認める方法により行うものとする。

(運用状況の公表)

第21条 条例第35条の規定による公表は、年度ごとの開示請求等の受付件数、開示等の決定件数その他必要な事項を告示その他広域連合長が適当と認める方法により行うものとする。

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第24号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 5 号）

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 2 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にされた栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）若しくは栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）に基づく処分又はこの規則の施行前にされた情報公開条例若しくは個人情報保護条例に基づく申請に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 18 条関係）

区分		金額
写しの作成に要する費用	日本産業規格 A 列 3 番以内の大きさの用紙を使用した場合	1 枚につき 10 円
	その他の場合	広域連合長が定める額
写しの送付に要する費用		郵便料金の額

備考

- 1 その他の場合とは、日本産業規格 A 列 3 番を超える大きさの用紙を使用した場合のほかに、色刷りの写しを作成するとき、写しの発行を業務委託するとき等の通常の乾式複写機では写しを作成できない場合を含む。
- 2 1 枚の両面に複写した場合の写しの作成に要する費用は、2 枚として計算する。

様式第2号（第3条関係）

個人情報取扱事務登録・変更・廃止届

年 月 日

栃木県後期高齢者医療広域連合長 様

(実施機関名)

(個人情報保護管理者名)

次のとおり個人情報取扱事務を（登録・変更・廃止）しましたので、一般の縦覧に供する個人情報取扱事務登録簿の（追加・内容変更・抹消）をするよう届け出ます。

	登録番号	
個人情報取扱事務の名称		
届出の区分	登録 ・ 変更 ・ 廃止	
登録・変更・廃止年月日	年 月 日	
変更・廃止の理由		
変更内容	変更前	変更後
担当課		

様式第3号の2（第5条の2関係）

特定個人情報目的外利用申請書

年 月 日

様

住所

申請者 氏名

印

電話

特定個人情報の目的外利用を願いたいので、次のとおり申請します。

特定個人情報が記録されている公文書等の名称			
特定個人情報の記録項目			
特定個人情報の目的外利用の目的			
担当課			
個人情報取扱事務の名称		登録番号	
審査会の意見	通知必要性の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
決定	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否		
	年 月 日		

様式第4号の2（第5条の2関係）

第 号
年 月 日

特定個人情報目的外利用決定通知書

様

印

年 月 日に申請のありました特定個人情報の目的外利用については、次のとおり決定しましたので、通知します。

決定の内容	目的外利用を (理由) <input type="checkbox"/> 認めます <input type="checkbox"/> 一部認めます <input type="checkbox"/> 認めません
特定個人情報が記録されている公文書等の名称	
特定個人情報の目的外利用を認める個人情報の記録項目	
備考	

様式第6号（第10条関係）

個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合

広域連合長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第18条第1項の規定により、次のとおり個人情報の全部を開示することを決定しましたので通知します。

開示請求に係る個人情報		
開示の実施の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付	
開示の実施の日時及び場所	日時	年 月 日 時 分から
	場所	(電話番号)
担当課	(電話番号)	
備考		

- (注) 1 個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 本人確認のため、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提示又は提出してください。
- 3 法定代理人が開示を受ける場合は、法定代理人自身の1に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提出し、又は提示してください。
- 4 本人の委任による代理人が開示を受ける場合は、本人の委任による代理人自身の1に掲げる書類のほか、本人の委任による代理人であることを証明する書類（本人の記名及び押印がある委任状並びに押印した印鑑に係る印鑑登録証明書等）を提出し、又は提示してください。
- 5 開示決定に係る個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該個人情報の全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。
- 6 都合により、上記の日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課までご連絡ください。

様式第7号（第10条関係）

個人情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第18条第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部を開示することを決定しましたので通知します。

開示請求に係る個人情報		
開示をしない部分及びその理由		
開示の実施の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付	
開示の実施の日時及び場所	日時	年 月 日 時 分から
	場所	(電話番号)
担当課	(電話番号)	
備考		

教示 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づき別紙のとおり教示します。

- (注) 1 個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
 2 本人確認のため、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提示又は提出してください。
 3 法定代理人が開示を受ける場合は、法定代理人自身の1に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提出し、又は提示してください。
 4 本人の委任による代理人が開示を受ける場合は、本人の委任による代理人自身の1に掲げる書類のほか、本人の委任による代理人であることを証明する書類（本人の記名及び押印がある委任状並びに押印した印鑑に係る印鑑登録証明書等）を提出し、又は提示してください。
 5 開示決定に係る個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該個人情報の全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。
 6 都合により、上記の日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課までご連絡ください。

様式第8号（第10条関係）

個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合

広域連合長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第18条第2項の規定により、次のとおり個人情報を開示しないことを決定しましたので通知します。

開示請求に係る個人情報	
開示をしない理由	
担当課	(電話番号)
備考	

教示 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づき別紙のとおり教示します。

様式第9号（第11条関係）

個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合

広域連合長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第19条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

開示請求に係る個人情報	
当初の決定期限	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
担当課	(電話番号)
備考	

様式第10号（第12条関係）

個人情報の開示に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

印

栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第14条第1項の規定に基づき、次のとおり_____に
関する情報が記録された個人情報について開示請求がありました。

つきましては、当該個人情報の開示決定等についてご意見があれば別添「個人情報の開示に係る意見書」により、
年 月 日までにご回答ください。

開示請求に係る個人情報が記録された 公文書の名称	
開示請求があった日	年 月 日
開示請求に係る個人情報に含まれてい る_____に関する情報の内容	
意見の提出先	(電話番後)
備考	

様式第11号（第12条関係）

個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

栃木県後期高齢者医療広域連合
連合長 様

住所
請求者 氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で照会にありました件について、次のとおり回答します。

該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。

1 開示されることについて支障がない。

2 開示されることについて支障がある。

(1) 支障がある部分

(2) 支障がある理由

様式第12号（第12条関係）

個人情報開示決定結果通知書

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

印

先に照会しました_____に関する情報が記録された個人情報について、栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第18条第1項の規定により、次のとおり個人情報を開示することを決定しましたので、同条例第20条第2項（同条例第31条において準用する同条例第20条第2項）の規定により通知します。

開示請求に係る個人情報が記録された 公文書の名称	
開示決定の内容	
開示請求に係る個人情報に含まれてい る_____に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
意見の提出先	(電話番号)
備考	

教示 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づき別紙のとおり教示します。

(注) 開示の実施を停止するためには、開示を実施する日までに審査請求をする必要があります。

様式第13号（第15条関係）

個人情報訂正等請求書

年 月 日

栃木県後期高齢者医療広域連合

連合長 様

住所

請求者 氏名

電話番号

栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第24条第1項の規定により、次のとおり個人情報の訂正等を請求します。

訂正等の請求区分	<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 利用の中止 <input type="checkbox"/> 提供の中止	
訂正等の請求に係る個人情報を特定するために必要な事項	(個人情報の特定に必要な事項を具体的に記入してください。)	
訂正等を請求する箇所及びその内容	(どのように訂正等をするか具体的に記入してください。)	
当該事実を証明するために添付する資料の名称		
代理人が訂正等請求する場合の本人の状況	本人の氏名	
	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（生年月日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 委任者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	本人の住所	(〒 -) (電話番号)
備考		

- (注) 1 本人が請求する場合には、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 2 法定代理人が請求する場合には、法定代理人自身の1に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提出し、又は提示してください。
- 3 本人の委任による代理人が請求する場合には、本人の委任による代理人自身の1に掲げる書類のほか、本人の委任による代理人であることを証明する書類（本人の記名及び押印がある委任状並びに押印した印鑑に係る印鑑登録証明書等）を提出し、又は提示してください。
- 4 該当する□の中にレ印を付してください。

以下の欄には、記入しないでください。

本人確認事項	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
代理人の資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状及び印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
担当課	
備考	

様式第14号（第16条関係）

個人情報訂正等決定通知書

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合

広域連合長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正等については、栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第25条第1項の規定により、次のとおり個人情報の全部を訂正等することを決定しましたので通知します。

訂正等の請求区分	<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 利用の中止 <input type="checkbox"/> 提供の中止
訂正等請求に係る個人情報	
訂正等請求の内容	
訂正等の内容	
訂正等年月日	年 月 日
担当課	(電話番号)
備考	

様式第15号（第16条関係）

個人情報部分訂正等決定通知書

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合

広域連合長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正等については、栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第25条第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部を訂正等することを決定しましたので通知します。

訂正等の請求区分	<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 利用の中止 <input type="checkbox"/> 提供の中止
訂正等請求に係る個人情報	
訂正等請求の内容	
訂正等の内容	
訂正等をしない部分及びその理由	
訂正等年月日	年 月 日
担当課	(電話番号)
備考	

教示 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づき別紙のとおり教示します。

様式第16号（第16条関係）

個人情報不訂正等決定通知書

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合

広域連合長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正等については、栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第25条第2項の規定により、次のとおり個人情報を訂正等しないことを決定しましたので通知します。

訂正等の請求区分	<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 利用の中止 <input type="checkbox"/> 提供の中止
訂正等請求に係る個人情報	
訂正等請求の内容	
訂正等をししない理由	
担当課	(電話番号)
備考	

教示 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づき別紙のとおり教示します。

様式第17号（第17条関係）

個人情報訂正等決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合

広域連合長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正等については、栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第26条第2項の規定により、次のとおり訂正等決定等の期間を延長しましたので通知します。

訂正等請求に係る個人情報	
当初の決定期限	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
担当課	(電話番号)
備考	

様式第18号（第19条関係）

審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合

広域連合長

印

年 月 日付けの（開示・訂正等）決定等又は（開示・訂正等）請求に係る不作為に対する審査請求について、栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第30条第1項の規定により、次のとおり栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、同条第3項の規定により通知します。

開示・訂正等決定等又は開示・訂正等請求に係る不作為に係る個人情報	
審査請求の内容	
諮問した日	年 月 日
担当課	(電話番号)
備考	